

400万円 —3月定例町議会—

- 社会福祉法人の助成に関する条例の制定
- ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の制定
- ねたきり老人及びねたきり身体障害者移動入浴車派遣手

4月1日から法人化された「横芝町社会福祉協議会」など、町が社会福祉法人に対し行う助成措置（補助金や貸付金など）について、その手続きを定めました。

●ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の制定

現在、町では3人のホームヘルパーが、ひとり暮らしの

お年寄りなどの介護にあたっていますが、4月1日から派遣手数料をいただくことになりました。手数料は、派遣先の世帯の所得に応じて、一回につき0円から5千円の9段階になっています。

●教育振興基金の設置・管理及び処分に関する条例の制定

今までとは一般会計の予算に組み入れて教材の購入などに充ててきましたが、積み立てて5段階になっています。

●職員の育児休業等に関する条例の制定

これまで、町の職員について細かな規定を定めました。



今年度中には全面的に完成します。坂田池の公園

予算案など26議案を可決

3月5日から11日までの7日間、定例町議会が開かれました。

今議会では、平成4年度の予算案をはじめ、助役、収入役といった人事案件など26議案が提案され、いずれも可決されました。内容は次のとおりです。

●社会福祉法人の助成に関する条例の制定

平成4年度から新しい事業として、移動入浴車派遣事業がスタート。

これに伴い、町では、移動入浴車を派遣したときに、その利用者から手数料をいただくことになりました。手数料は、派遣先の世帯の所得に応じて、一回につき0円から5千円の9段階になっています。

●B & G 海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

海洋センターにあるプール

や体育館など、施設の維持費が増えているため、使用料を引き上げました。（町内に住んでいる人、勤めている人が使用するときの使用料に変更はありません。）

●道路占用料徴収条例の一部改正

公の施設である道路に看板

を建てたり、パイプを埋設したときには、道路占（使）用料を納めることになつていま

●条例の制定

水田転作を推進するためには、町の職員について細かな規定を定めました。

●水田農業確立特別対策推進事業基金の設置・管理及び処分に関する条例の廃止

で、町の職員について細かな規定を定めました。

●国民健康保険条例の一部改正

国保に加入している人が出産したときの助産費が、補助対象基準の改正により13万円から24万円に引き上げられました。

●海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

また、葬祭費は、サラリーマンが加入している健康保険に少しでも近づけるため、4万円から5万円に引き上げられました。

●道路占用料徴収条例の一部改正

公の施設である道路に看板を建てたり、パイプを埋設したときには、道路占（使）用料を納めることになつていま

す。今回の改正は、昭和59年以来据え置かれていた占（使）用料を8年ぶりに改正しました。（占用料をいただいてい

より有効に活用させていただけました。

●ねたきり老人及びねたきり身体障害者移動入浴車派遣手

●職員の育児休業等に関する条例の制定

地方公務員の育児休業に関する法律が公布されました。

●条例の制定

規定期を定めました。